

株式会社三菱 UFJ 銀行が実施する 芙蓉総合リース株式会社に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社三菱 UFJ 銀行が三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社と共同で評価を実施する芙蓉総合リース株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社三菱 UFJ 銀行の芙蓉総合リース株式会社に対する
ポジティブ・インパクト・ファイナンス

2023年3月23日
株式会社 日本格付研究所

目次

I.	第三者意見の位置づけと目的	- 3 -
II.	第三者意見の概要	- 3 -
III.	芙蓉総合リースに係る PIF 評価等について	- 4 -
1.	包括的分析及びインパクト特定の適切性評価	- 4 -
1-1.	包括的分析及びインパクト特定の概要	- 4 -
1-2.	JCR による評価	- 8 -
2.	KPI の適切性評価及びインパクト評価	- 9 -
2-1.	KPI 設定の概要	- 9 -
2-2.	JCR による評価	- 12 -
3.	モニタリング方針の適切性評価	- 16 -
4.	モデル・フレームワークの活用状況評価	- 17 -
IV.	PIF 原則に対する準拠性について	- 18 -
1.	原則 1 定義	- 18 -
2.	原則 2 フレームワーク	- 19 -
3.	原則 3 透明性	- 20 -
4.	原則 4 評価	- 21 -
V.	結論	- 21 -

I. 第三者意見の位置づけと目的

JCRは、三菱UFJ銀行が芙蓉総合リース株式会社（芙蓉総合リース）に実施するPIFに対して、UNEP FIの策定したPIF原則及びモデル・フレームワークに沿って第三者評価を行った。PIFとは、SDGsの目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF原則は4つの原則からなる。第1原則は、SDGsに資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認でき、ネガティブな影響を特定し対処していること、第2原則は、PIF実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第3原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第4原則は、PIF商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

本第三者意見は、PIF第4原則で推奨されている評価の透明性及び客観性確保のため、JCRが独立した第三者機関として、芙蓉総合リースに係るPIF評価の合理性及び本ファイナンスのインパクト、並びに三菱UFJ銀行及び三菱UFJリサーチ&コンサルティングのPIF評価フレームワーク及び本ファイナンスのPIF原則に対する準拠性を確認し、本ファイナンスのPIF原則及びモデル・フレームワークへの適合性について確認することを目的とする。

II. 第三者意見の概要

本第三者意見は、三菱UFJ銀行が芙蓉総合リースとの間で契約を締結する、資金用途を限定しないPIFに対する意見表明であり、以下の項目で構成されている。

<芙蓉総合リースに係るPIF評価等について>

1. 芙蓉総合リースの包括的分析及びインパクト特定の適切性評価
2. KPIの適切性評価及びインパクト評価
3. モニタリング方針の適切性評価
4. モデル・フレームワークの活用状況評価

<三菱UFJ銀行のPIF評価フレームワーク等について>

1. 同行の組成する商品（PIF）が、UNEP FIのPIF原則及び関連するガイドラインに準拠しているか（プロセス及び商品組成手法は適切か、またそれらは社内文書で定められているかを含む）
2. 同行が社内で定めた規程に従い、三菱UFJリサーチ&コンサルティングと共同で、芙蓉総合リースに対するPIFを適切に組成できているか

III. 芙蓉総合リースに係る PIF 評価等について

本項では、芙蓉総合リースに係る PIF 評価におけるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）の活用状況と、本ファイナンスのインパクト（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）について確認する。

1. 包括的分析及びインパクト特定の適切性評価

1-1. 包括的分析及びインパクト特定の概要

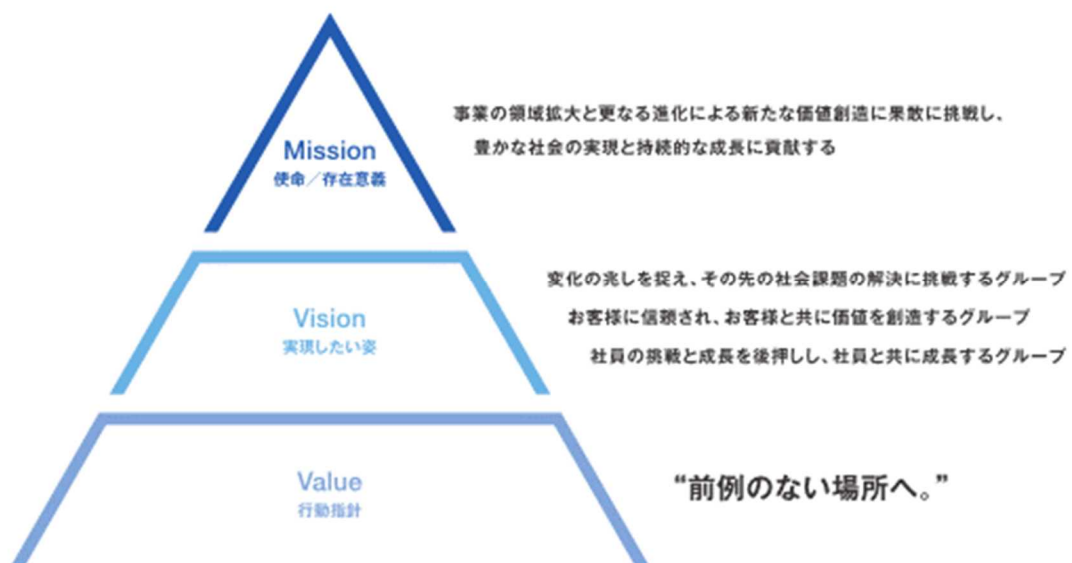
本ファイナンスでは、芙蓉総合リースの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、上記のサステナビリティ活動も踏まえてインパクト領域が特定された。

(1) 包括的分析

芙蓉総合リースは、1969年に丸紅飯田株式会社（現 丸紅株式会社）と株式会社富士銀行（現 みずほ銀行）を中心とする芙蓉グループ 6社により設立された総合リース会社である。情報関連機器や事務機器、不動産のリースに強みがある。M&A を積極活用することで芙蓉総合リース及び関連会社（芙蓉リースグループ）各社が有する様々な機能やノウハウを芙蓉リースグループ内に取り込み、事業領域の拡大と多様な収益源創出の実現を図っている。

芙蓉リースグループは“前例のない場所へ。”をコーポレートスローガンに掲げ、従業員の価値観・判断・行動のベクトルを共有し、新たな時代に向けたチャレンジを促し続けている。これまでの取り組みを踏まえて新たなステートメントとして「Mission（ミッション）」「Vision（ビジョン）」「Value（バリュー）」を定め、芙蓉リースグループとして豊かな社会の実現と持続的な成長の貢献を目指している。

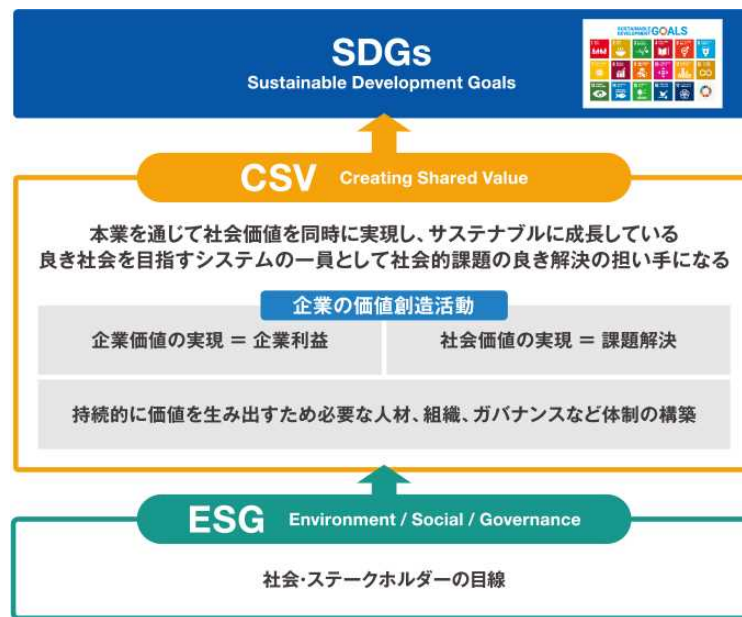
（図表 1：芙蓉リースグループのミッション/ビジョン/バリュー）



（引用元：芙蓉リースグループ総合報告書 2022）

また、芙蓉リースグループは、事業を通じた社会課題の解決による持続可能な社会の構築及び企業としての継続的な成長の両立を実現するために、共通価値の創造（CSV）を経営の根幹に置いている。CSV やサステナビリティへの取り組みをグループ横断的に推進するため、2020年10月、主要なコーポレート部門の部店長、各事業戦略を管掌する営業部門の部店長等により構成員される CSV 推進委員会を設立した。CSV に係る方針及び推進状況については、取締役会において年1回以上報告されこととなっており、実効性を高めている。

(図表2：CSV の考え方)



(引用元：芙蓉総合リース ウェブサイト)

【事業セグメント】

芙蓉総合リースは、芙蓉リースグループの中核企業である。芙蓉リースグループは、2022年3月現在、芙蓉総合リース、子会社207社及び関連会社13社で構成されている。事業セグメントは、リース及び割賦、ファイナンス、その他に分類され、セグメント別連結売上高ではリース及び割賦が約9割を占めている。

➤ リース及び割賦

情報関連機器・事務用機器、産業工作機械等のリース業務（リース取引の満了・解約に伴う物件販売等も含む）、不動産リース及び商業設備、生産設備、病院設備等の割賦販売業務

➤ ファイナンス

金銭の貸付、営業目的の金融収益を得るために所有する有価証券の運用及び匿名組合組成業務等

➤ その他

環境エネルギー関連、手数料、BPO 及びモビリティビジネス業務等

(図表 1 : セグメント別連結売上高)

2022年3月期	売上高 (億円)	構成比
リース	5,586	84.9%
割賦	336	5.1%
ファイナンス	221	3.4%
その他	435	6.6%
合計	6,578	100.0%

(引用元 : 2022年3月期有価証券報告書より JCR 作成)

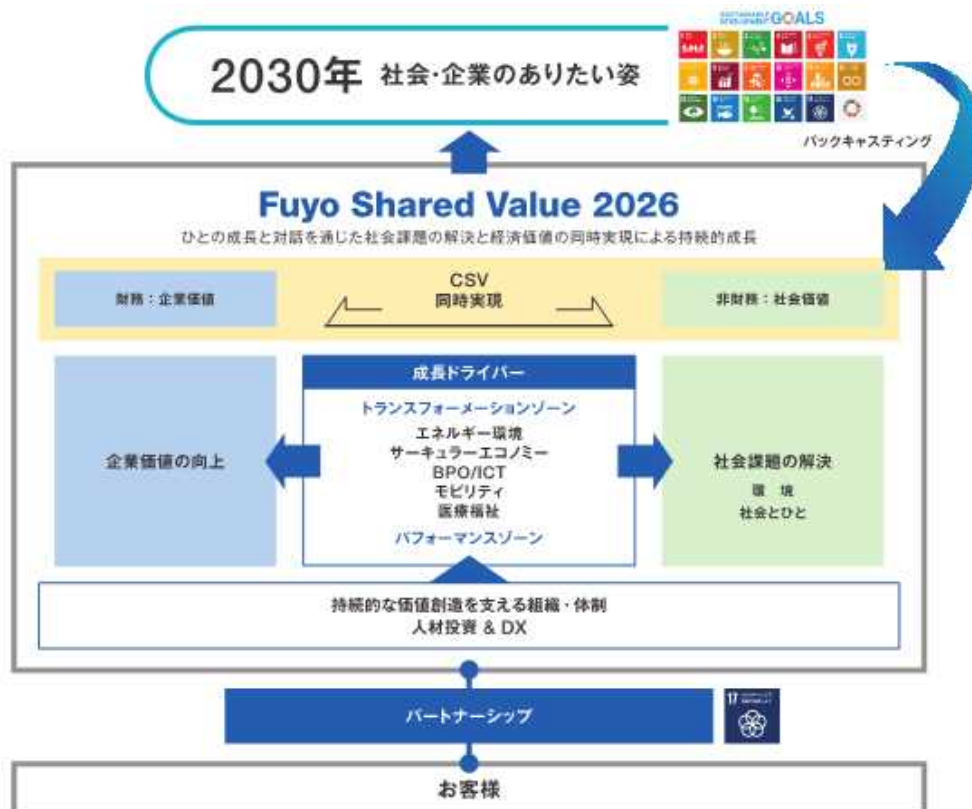
【事業エリア】

芙蓉リースグループの地域別連結売上高は日本が大半を占めている。

【サプライチェーン】

芙蓉リースグループとしての更なる持続的な成長を目指すため、2022-2026 年度新中期経営計画 (Fuyo Shared Value 2026) を策定し、「ひとの成長と対話を通じた社会課題の解決と経済価値の同時実現による持続的成長」を計画ビジョンとして掲げ、CSV の実践を通じた社会課題の解決と経済価値の同時実現に向けて、継続して取り組むとしている。

(図表 3 : Fuyo Shared Value 2026 の位置付け)



(引用元 : 芙蓉リースグループ総合報告書 2022)

また、Fuyo Shared Value 2026 の始動にあたり、取り組むべき 8 つの重要課題（マテリアリティ）を特定した。マテリアリティの特定にあたっては、CSV の考え方を軸にして 10 年後の 2030 年に目指す姿からバックキャストし、社会価値創造のニーズ、そのニーズに対応することで芙蓉リースグループがビジネス機会を得られる領域の観点から特定が進められ、その進捗をモニタリングするために非財務 KPI が決定された。各マテリアリティに設定した KPI の達成を目指すとともに積極的な情報開示を行い、更に活動を加速させる方針である。

(図表 4：芙蓉リースグループのマテリアリティと非財務 KPI)

事業の運行を通じた社会価値の創造 (マテリアリティ)		非財務KPI	2026年度目標値
環境	脱炭素社会実現への貢献	CO ₂ の削減貢献	50万t-CO ₂ /年
		脱炭素推進に向けた資金投下額	5年間累計 3,000億円
		再生エネルギー容量 ^①	1,000MW
	循環型社会実現への貢献	車両保有台数のEV-FCV比率	30%
		脱炭素推進ファイナンスの取扱金額 ^②	5年間累計 100億円
		返却物件のリユース・リサイクル率	100%
	廃プラスチック(返却物件由来)のマテリアル/ケミカルリサイクル率 ^④	100%	
社会とひと	健康と福祉における安心を創出	高齢者介護施設の新規提供室数	5年間累計 1,000室
		医療・福祉マーケットの経営支援に関するファイナンス	560億円
	新たな価値創造時間を創出	お客様の業務量削減時間	2021年度対比 +100万時間
パートナーシップを通じた価値創造	新たな社会価値創造に繋がる技術・サービスを有するベンチャー企業への投資	定量目標は設定せず	
持続的な価値創造を支える組織・体制	戦略的人材育成	人材育成関連費用(単体)	2021年度対比 300%
	ダイバーシティ&インクルージョン	女性管理職比率(単体)	35%
		男性育児休暇取得率(単体)	100%
	健康経営、ワーク・ライフ・バランス	35歳以上人間ドック受診率(単体)	100%
		有給休暇取得率(単体)	90%
		プラスрайダー取得率(単体)	定量目標は設定せず
		エンゲージメント指標向上率(連結) ^⑤	定量目標は設定せず

(引用元：芙蓉リースグループ総合報告書 2022)

本ファイナンスのインパクト特定では、事業セグメント、事業エリア、サプライチェーンを含めたステークホルダー全体から、インパクトを生み出す要因がグループ全体で包括的に検討された。

(2) インパクト特定

UNEP FI の定めたインパクト分析ツールを用い、ポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトの発現するインパクトカテゴリーが確認された。なお、原則として、芙蓉総合リースによる公開資料を基にインパクトが分析されているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きが補完されている。

1-2. JCR による評価

JCR は、本ファイナンスにおける包括的分析及びインパクト特定の内容について、モデル・フレームワークに示された項目に沿って以下の通り確認した結果、適切な分析がなされていると評価している。

モデル・フレームワークの確認項目	JCRによる確認結果
<p>事業会社のセクターや事業活動類型を踏まえ、操業地域・国において関連のある主要な持続可能性の課題、また事業活動がこれらの課題に貢献するかどうかを含めて、事業環境を考慮する。</p>	<p>事業セグメント・事業エリア・サプライチェーンの観点から、芙蓉総合リースの事業活動全体に対する包括的分析が行われ、インパクト領域が特定されている。</p>
<p>関連する市場慣行や基準（例えば国連グローバル・コンパクト10原則等）、また事業会社がこれらを遵守しているかどうかを考慮する。</p>	<p>芙蓉総合リースは、以下の国際的なイニシアティブに賛同・参加し、対応を進めている事が確認されている。</p> <p>国連グローバル・コンパクト（UNGC） 気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD） RE100 日本気候リーダーズ・パートナーシップ（JCLP） エレン・マッカーサー財団 持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則（21世紀金融行動原則） ジャパン・サーキュラー・エコノミー・パートナーシップ（J-CEP）</p>
<p>CSR報告書や統合報告書、その他の公開情報で公に表明された、ポジティブ・インパクトの発現やネガティブ・インパクトの抑制に向けた事業会社の戦略的意図やコミットメントを考慮する。</p>	<p>芙蓉総合リースの公表しているマテリアリティ、統合報告書、ウェブサイト等を踏まえ、インパクト領域が特定されている。</p>
<p>グリーンボンド原則等の国際的イニシアティブや国レベルでのタクソノミを使用し、ポジティブ・インパクトの発現するセクター、事業活動、地理的位置（例えば低中所得国）、経済主体の種類（例えば中小企業）を演繹的に特定する。</p>	<p>UNEP FIのインパクト分析ツール等の活用により、インパクト領域が特定されている。</p>

<p>PIF商品組成者に除外リストがあれば考慮する。</p>	<p>芙蓉総合リースは、三菱UFJ銀行の定める融資方針等に基づく不適格企業に該当しないことが確認されている。</p>
<p>持続可能な方法で管理しなければ、重大なネガティブ・インパクトを引き起こし得る事業活動について、事業会社の関与を考慮する。</p>	<p>芙蓉総合リースの事業で想定し得る重要なネガティブ・インパクトとして、廃棄物、温室効果ガス排出等が特定されている。これらは、マテリアリティ等で抑制すべき対象と認識されている。</p>
<p>事業会社の事業活動に関連する潜在的なネガティブ・インパクトや、公表されている意図と実際の行動（例えばサプライチェーンの利害関係者に対してや従業員の中での行動）の明らかな矛盾を特定するため、考え得る論点に関する利用可能な情報を検証する。</p>	<p>三菱UFJ銀行は、原則として芙蓉総合リースの公開情報を基にインパクト領域を特定しているが、重要な項目に関しては、その裏付けとなる内部資料等の確認及びヒアリングの実施により、手続きを補完している。なお、JCRは三菱UFJリサーチ&コンサルティングの作成したPIF評価書を踏まえて芙蓉総合リースにヒアリングを実施し、開示内容と実際の活動内容に一貫性があることを確認している。</p>

2. KPIの適切性評価及びインパクト評価

2-1. KPI設定の概要

本ファイナンスでは、上記の包括分析によるインパクト特定及び芙蓉総合リースのサステナビリティに関する取り組みを踏まえて、ポジティブ・インパクトの増大とネガティブ・インパクトの低減それぞれについて評価がなされたうえで、本ファイナンスでモニタリングするインパクトが選定された。三菱UFJ銀行及び三菱UFJリサーチ&コンサルティングは、特定されたポジティブ・インパクトの創出を維持及びネガティブ・インパクトを緩和・管理するため、芙蓉総合リースによる今後の取組テーマとその内容、目標、同行がモニタリングを実施する項目（KPI等）を以下の通り定めた。

<本ファイナンスで選定されたKPI>

内容	目標とモニタリング項目（KPI等）
<p>脱炭素社会実現への貢献</p>	
<p>・省エネルギー（不動産のZEB及びZEH・機械設備）、再生可能エネルギー（太陽光・洋上風力）関連の</p>	<p>【目標】 ■2026年度 CO₂削減貢献量 50万t-CO₂/年 ■2022～2026年度 脱炭素推進に向けた資金投下</p>

<p>ビジネス推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池、水素、サーキュラーエコノミー、SAF等の新しいビジネスモデルへの挑戦 ・脱炭素推進に資するベンチャー企業への投資 ・企業・自治体向け脱炭素支援ファイナンスの拡充 ・カーリース事業によるEV、FCV導入車両数の増加 ・EVワンストップサービスによるEV導入車両数の増加 	<p>額 累計 3,000 億円</p> <p>■2026 年度 車両保有台数のEV・FCV比率（芙蓉オートリース）30%</p> <p>【モニタリング項目（KPI等）】</p> <p>■CO₂削減貢献量</p> <p>■脱炭素推進に向けた資金投下額（脱炭素に資する設備やサービスの提供に係る資金支出、脱炭素に資する事業等への出資・ローン等の金額）</p> <p>■車両保有台数のEV・FCV比率（芙蓉オートリース）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン電力供給（PPA）サービス、再生可能エネルギー事業者向けファイナンス事業、太陽光発電事業によって再生可能エネルギー供給量を増加 ・ESCO事業、省エネ設備/補助金リース事業によって顧客のエネルギー使用量を削減 	<p>【目標】</p> <p>■2026 年度 再エネ発電容量 1,000MW</p> <p>【モニタリング項目（KPI等）】</p> <p>■再エネ発電容量</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」によって自治体・企業・団体等の再エネ利用、省エネを推進 ・「芙蓉 再エネ 100 宣言・サポートプログラム」によって顧客の再エネ利用、省エネを推進 	<p>【目標】</p> <p>■2022～2026 年度 脱炭素推進ファイナンスの取扱金額 累計 100 億円</p> <p>【モニタリング項目（KPI等）】</p> <p>■脱炭素推進ファイナンスの取扱金額</p>
<p>健康と福祉における安心を創出</p>	
<p>建物リース事業による高齢者介護施設で新規の室数を増加</p>	<p>【目標】</p> <p>■2026 年度 高齢者介護施設の新規提供室数 累計 1,000 室</p> <p>【モニタリング項目（KPI等）】</p> <p>■高齢者介護施設の新規提供室数</p>
<p>病院の開閉院、再編・再生、事業承継、M&A等の経営課題を持つ医療・介護・調剤事業者に対するヘルスケ</p>	<p>【目標】</p> <p>■2026 年度 医療・福祉マーケットの経営支援に関するファイナンス額 560 億円</p>

<p>アフンドの組成や、病院不動産ファイナンス、事業再生・承継ファイナンス等のソリューションを提供</p>	<p>【モニタリング項目 (KPI 等)】 ■医療・福祉マーケットの経営支援に関するファイナンス額</p>
<p>新たな価値創造時間を創出</p>	
<p>BPO サービス提供、DX 化支援によって顧客企業における業務量を削減</p>	<p>【目標】 ■2026 年度 顧客の業務量削減時間 100 万時間 (2021 年度対比) 【モニタリング項目 (KPI 等)】 ■顧客の業務量削減時間</p>
<p>戦略的人材育成、ダイバーシティ&インクルージョン (ポジティブ・インパクト)</p>	
<p>「多様性の確保に向けた人材育成・社内環境整備に関する方針」や「女性の活躍推進に向けた行動計画」を策定し、人材の多様性の推進に向けた施策を実施</p>	<p>【目標】 ■2026 年度 女性管理職比率※ (単体) 35% ■2026 年度 人材育成関連費用 300% (単体) (2021 年度対比) ※シニアリーダー職 (課長職に相当する役職) 【モニタリング項目 (KPI 等)】 ■女性管理職比率 (単体) ■人材育成関連費用 (単体)</p>
<p>循環型社会実現への貢献</p>	
<p>廃棄物発生量の抑制</p>	<p>【目標】 ■2026 年度 返却物件のリユース・リサイクル率 100% ■2026 年度 廃プラスチック (返却物件由来) のマテリアルケミカルリサイクル率 100% 【モニタリング項目 (KPI 等)】 ■返却物件のリユース・リサイクル率 ■廃プラスチック (返却物件由来) のマテリアルケミカルリサイクル率</p>
<p>健康経営、ワークライフバランスの実践</p>	
<p>健康経営、ワークライフバランスの実践にむけた取り組み</p>	<p>【目標】 ■2026 年度 有給休暇取得率 (単体) 90% ■2026 年度 35 歳以上人間ドック受診率 (単体) 100% 【モニタリング項目 (KPI 等)】 ■有給休暇取得率 (単体) ■35 歳以上人間ドック受診率 (単体)</p>

戦略的人材育成、ダイバーシティ&インクルージョン（ネガティブ・インパクト）	
「多様性の確保に向けた人材育成・社内環境整備に関する方針」や「女性の活躍推進に向けた行動計画」を策定し、人材の多様性の推進に向けた施策を実施	【目標】 ■2026年度 男性育児休暇取得率（単体） 100% 【モニタリング項目（KPI等）】 ■男性育児休暇取得率（単体）
気候変動問題緩和	
温室効果ガス排出量の削減	【目標】 ■2024年度 再生可能エネルギー使用率 50% ■2024年度 Scope1&2 排出量 30%削減（2020年度比） ■2030年度 再生可能エネルギー使用率 100% ■2030年度 Scope1&2 カーボンニュートラル達成 【モニタリング項目（KPI等）】 ■再生可能エネルギー使用率 ■Scope1&2 排出量

2-2. JCRによる評価

JCRは、本ファイナンスのKPIに基づくインパクトについて、PIF原則に例示された評価基準に沿って以下の通り確認した結果、多様性・有効性・効率性・倍率性・追加性が期待されると評価している。当該KPIは、上記のインパクト特定及び芙蓉総合リースのサステナビリティ活動の内容に照らしても適切である。

① 多様性：多様なポジティブ・インパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、多様なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

各KPIが示すインパクトは、以下の通りそれぞれ幅広いインパクトカテゴリーに亘っている。

（ポジティブ・インパクト）

●脱炭素社会実現への貢献

「エネルギー」「気候」

- ・省エネルギー（不動産のZEB及びZEH・機械設備）、再生可能エネルギー（太陽光・洋上風力）関連のビジネス推進
- ・蓄電池、水素、サーキュラーエコノミー、SAF等の新しいビジネスモデルへの挑戦

- ・脱炭素推進に資するベンチャー企業への投資
- ・企業・自治体向け脱炭素支援ファイナンスの拡充
- ・カーリース事業によるEV、FCV導入車両数の増加
- ・EVワンストップサービスによるEV導入車両数の増加
- ・グリーン電力供給（PPA）サービス、再生可能エネルギー事業者向けファイナンス事業、太陽光発電事業によって再生可能エネルギー供給量を増加
- ・ESCO事業、省エネ設備/補助金リース事業によって顧客のエネルギー使用量を削減

「エネルギー」「気候」「経済収束」

- ・「芙蓉 ゼロカーボンシティ・サポートプログラム」によって自治体・企業・団体等の再エネ利用、省エネを推進
- ・「芙蓉 再エネ100宣言・サポートプログラム」によって顧客の再エネ利用、省エネを推進

●健康と福祉における安心を創出

「住居」「保健・衛生」

- ・建物リース事業による高齢者介護施設で新規の室数を増加

「保健・衛生」

- ・病院の開閉院、再編・再生、事業承継、M&A等の経営課題を持つ医療・介護・調剤事業者に対するヘルスケアファンドの組成や、病院不動産ファイナンス、事業再生・承継ファイナンス等のソリューションを提供

●新たな価値創造時間を創出

「雇用」

- ・BPOサービス提供、DX化支援によって顧客企業における業務量を削減

●戦略的人材育成、ダイバーシティ&インクルージョン

「雇用」

- ・「多様性の確保に向けた人材育成・社内環境整備に関する方針」や「女性の活躍推進に向けた行動計画」を策定し、人材の多様性の推進に向けた施策を実施

(ネガティブ・インパクト)

●循環型社会実現への貢献

「廃棄物」「資源効率・安全性」

- ・廃棄物発生量の抑制

●健康経営、ワークライフバランスの実践

「保健・衛生」「雇用」

- ・健康経営、ワークライフバランスの実践にむけた取り組み

●戦略的人材育成、ダイバーシティ&インクルージョン

「保健・衛生」「雇用」

- ・「多様性の確保に向けた人材育成・社内環境整備に関する方針」や「女性の活躍推進に向けた行動計画」を策定し、人材の多様性の推進に向けた施策を実施

●気候変動問題緩和

「気候」

- ・温室効果ガス排出量の削減

また、対象範囲も全事業セグメント、サプライチェーン全体、主要な活動地域（日本）のインパクトが考慮されている。

② 有効性：大きなインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、大きなポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

芙蓉総合リースは、UNGCへの署名、TCFD提言への賛同、RE100、ゼロカーボンシティア構想、中小企業の再生可能エネルギー調達を促進する中小企業版RE100であるRE Action等、国内外の気候変動に係るイニシアティブについて、業界の先駆けとなって賛同・参画しており、同業他社に対する波及効果をもたらしている。また、気候変動や環境問題に取り組もうとする際に巨額となる初期投資コストを、リースによって緩和するという、本来リース業が有する特性を最大限に生かし、地方自治体のゼロカーボンシティア宣言を後押しするリース・ファイナンスの仕組みや中小企業等の取り組み支援を行っており、日本全国で展開されるこれらの取り組みによるインパクトは大きいとJCRは評価している。

③ 効率性：投下資本に比して大きなインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、効率的なポジティブ・インパクトの発現及びネガティブ・インパクトの抑制が期待される。

本ファイナンスで定められたポジティブ・インパクト及びネガティブ・インパクトに関する目標とKPIは、芙蓉リースグループのマテリアリティとして定められた目標と非財務KPIの一部である。

芙蓉総合リースは、CSVやサステナビリティを推進する機関として、2020年10月にCSV推進委員会を設立した。同委員会は、芙蓉リースグループ全体のCSVや非財務面の目標及び計画を策定し、その推進に係るモニタリングを行うとともに、同委員会で審議・報告された内容は経営会議に付議され、承認を経て戦略に反映している。なお、芙蓉リースグループ全体のCSVに係る方針及び推進状況は取締役会においても年に1回以

上の報告を行い、実効性を高めている。

④ 倍率性：公的資金や寄付に比して民間資金が大きく活用されるか

本項目は今回の評価対象外である。

⑤ 追加性：追加的なインパクトがもたらされるか

本ファイナンスは、以下にリストアップした通り、SDGsの17目標及び169ターゲットのうち複数の目標・ターゲットに対して、追加的なインパクトが期待される。

(1) 「脱炭素社会への実現」に係る SDGs 目標・ターゲット



7.2、7.3



13.1

(2) 「健康と福祉における安心を創出」に係る SDGs 目標・ターゲット



3.8



11.7

(3) 「新たな価値創造時間を創出」に係る SDGs 目標・ターゲット



8.2

(4) 「戦略的人材育成、ダイバーシティ&インクルージョン」に係る SDGs 目標・ターゲット



5.5



8.5



10.2

(5) 「循環型社会実現への貢献」に係る SDGs 目標・ターゲット



11.6



12.5

(6) 「健康経営、ワークライフバランスの実践」に係る SDGs 目標・ターゲット



8.5

(7) 「気候変動問題緩和」に係る SDGs 目標・ターゲット



13.1

3. モニタリング方針の適切性評価

三菱 UFJ 銀行は、芙蓉総合リースの事業活動から意図されたポジティブ・インパクトが継続して生じていること、重大なネガティブ・インパクトが引き続き適切に回避・低減されていることを継続的にモニタリングする。

芙蓉総合リースは、統合報告書、ウェブサイト等でサステナビリティに関する定性的、定量的な情報を開示している。三菱 UFJ 銀行は、それらの開示情報やその他の各種公開情報を確認することにより、達成状況等をフォローアップすることが可能である。イベント発生時においては、芙蓉総合リースから状況をヒアリングすることに努め、必要に応じて対応策等に関するエンゲージメントを行う。そのため、本ファイナンスの契約にあたり、インパクトを生み出す活動や KPI 等に関して、継続的、定期的、かつ必要に応じて適時に情報開示することを要請している。芙蓉総合リースは、契約期間中、各インパクトに関して、目標達成に向けた取り組みを継続していくとしており、三菱 UFJ 銀行はその進捗度合いについても併せてモニタリングを行う。

JCR は、以上のモニタリング方針について、本ファイナンスのインパクト特定及び KPI の内容に照らして適切であると評価している。

4. モデル・フレームワークの活用状況評価

JCR は上記 1～3 より、本ファイナンスにおいて、SDGs に係る三側面（環境・社会・経済）を捉えるモデル・フレームワークの包括的インパクト分析（インパクトの特定・評価・モニタリング）が、十分に活用されていると評価している。

IV. PIF 原則に対する準拠性について

JCR は、三菱 UFJ 銀行の PIF 商品組成に係るプロセス、手法及び社内規程・体制の整備状況、並びに芙蓉総合リースに対する PIF 商品組成について、PIF 原則に沿って以下の通り確認した結果、全ての要件に準拠していると評価している。

1. 原則 1 定義

原則	JCR による確認結果
PIF は、ポジティブ・インパクト・ビジネスのための金融である。	本ファイナンスは、三菱 UFJ 銀行が芙蓉総合リースのポジティブ・インパクト・ビジネスを支援するために実施する PIF と位置付けられている。
PIF は、持続可能な開発の三側面（経済・環境・社会）に対する潜在的なネガティブ・インパクトが十分に特定・緩和され、一つ以上の側面でポジティブな貢献をもたらす。	本ファイナンスでは、経済・環境・社会の三側面に対するネガティブ・インパクトが特定・緩和され、ポジティブな成果が期待される。
PIF は、持続可能性の課題に対する包括的な評価により、SDGs における資金面の課題への直接的な対応策となる。	本ファイナンスは、SDGs との関連性が明確化されており、当該目標に直接的に貢献し得る対応策である。
PIF 原則は、全カテゴリーの金融商品及びそれらを支える事業活動に適用できるよう意図されている。	本ファイナンスは、三菱 UFJ 銀行の芙蓉総合リースに対するローンである。
PIF 原則はセクター別ではない。	本ファイナンスでは、芙蓉総合リースの事業活動全体が分析されている。
PIF 原則は、持続可能性の課題における相互関連性を認識し、選ばれたセクターではなくグローバルなポジティブ及びネガティブ・インパクトの評価に基づいている。	本ファイナンスでは、各インパクトのポジティブ・ネガティブ両面が着目され、ネガティブな側面を持つ項目にはその改善を図る目標が、ポジティブな側面を持つ項目にはその最大化を図る目標が、それぞれ設定されている。

2. 原則 2 フレームワーク

原則	JCR による確認結果
<p>PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングと共同でポジティブ・インパクトを特定しモニターするためのプロセス・方法・ツールを開発した。また、運営要領として詳細な規程を設けており、職員への周知徹底と評価の一貫性維持に有効な内容となっている。一方、今後案件数を重ねる中で、融資判断の参考となるポジティブ・インパクトの尺度につき具体的な基準を検討していくことで、PIF としてより効果的な融資を実行し得るものと考えられる。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトを特定するための一定のプロセス・基準・方法を設定すべきである。分析には、事業活動・プロジェクト・プログラムだけでなく、子会社等も含めるべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、モデル・フレームワークに沿って、ポジティブ・インパクトを特定するためのプロセス・基準・方法を設定しており、子会社等を含む事業活動全体を分析対象としている。</p>
<p>事業主体は、ポジティブ・インパクトの適格性を決定する前に、一定の ESG リスク管理を適用すべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、ポジティブ・インパクト分析に際し、UNEP FI から公表されているインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>
<p>事業主体は、金融商品として有効な期間全体に亘り意図するインパクトの達成をモニターするための、プロセス・基準・方法を確立すべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、モニタリングのためのプロセス・基準・方法を確立している。</p>
<p>事業主体は、上記のプロセスを実行するために、必要なスキルを持ち、然るべき任務を与えられたスタッフを配置すべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングには、上記プロセスを実行するために必要なスキルを持つ担当部署・担当者が存在している。</p>
<p>事業主体は、上記プロセスの導入について、必要に応じてセカンド・オピニオンや第三者による保証を求めるべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行は、今般 JCR にセカンド・オピニオンを依頼している。</p>

<p>事業主体は、プロセスを随時見直し、適宜更新すべきである。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、社内規程によりプロセスを随時見直し、適宜更新している。本第三者意見に際し、JCR は 2021 年 11 月制定・2022 年 11 月改訂の同行社内規程を参照している。</p>
<p>ポジティブ・インパクト分析は、例えば商品・プロジェクト・顧客に関する研修や定期的なレビューの際、既存のプロセスと同時に行うことができる。ポジティブ・インパクト分析は、一般に広く認められた既存のツール・基準・イニシアティブがあれば、それらを有効に活用することができる（例えばプロジェクト・ファイナンスでは、赤道原則は一般に広く認められたリスク管理基準である）。</p>	<p>三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、ポジティブ・インパクト分析に際し、参考となる基準等が明記された UNEP FI のインパクト・レーダー及びインパクト分析ツールを活用している。</p>

3. 原則 3 透明性

原則	JCR による確認結果
<p>PIF を提供する事業主体（銀行・投資家等）は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポジティブ・インパクトとして資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体、その意図するポジティブ・インパクト（原則 1 に関連） ・適格性の決定やインパクトのモニター・検証のために整備するプロセス（原則 2 に関連） ・資金調達する活動・プロジェクト・プログラム・事業主体が達成するインパクト（原則 4 に関連） 	<p>本ファイナンスでは、本第三者意見の取得・開示により透明性が確保されている。また、芙蓉総合リースは KPI として列挙された事項につき、統合報告書及びウェブサイト等で開示していく。当該事項につき、三菱 UFJ 銀行は定期的に達成状況を確認し、必要に応じてヒアリングを行うことで、透明性を確保していく。</p>

4. 原則 4 評価

原則	JCR による確認結果
事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて評価されるべきである。	三菱 UFJ 銀行及び三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングは、PIF の実施にあたり、PIF 第 4 原則に掲げられた 5 要素（①多様性、②有効性、③効率性、④倍率性、⑤追加性）に基づき評価している。JCR は、本ファイナンスのインパクトについて第三者意見を述べるに際し、十分な情報の提供を受けている。

V. 結論

以上より、JCR は、本ファイナンスが PIF 原則及びモデル・フレームワークに適合していることを確認した。

(担当) 川越 広志・小林 克人

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融（PIF）原則への適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、本 PIF がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、本 PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本 PIF における KPI の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、国連環境計画金融イニシアティブが策定した以下の原則及びガイドを参照しています。

ポジティブ・インパクト金融原則

資金用途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であると問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であると問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示はJCRのホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。



■本件に関するお問い合わせ先
情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 **日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-8 時事通信ビル